

平成 29 年 5 月 15 日

各 位

会 社 名 三井住友トラスト・ホールディングス株式会社
代表者名 取 締 役 社 長 大久保 哲夫
(コード番号： 8309 東名)
問合せ先 総 務 部 長 竹 谷 務
(T E L : 03-6256-6000)

定款の一部変更に関するお知らせ

三井住友トラスト・ホールディングス株式会社（取締役社長：大久保 哲夫、以下「当社」）は、本日開催の取締役会において、平成 29 年 6 月 29 日開催予定の第 6 期定時株主総会に、下記のとおり定款の一部変更について付議することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

(1) 金融を取り巻く環境が急速に変化するとともに国内外の金融規制の強化が一層進む中、当社は、迅速な業務執行を実現する経営力と、経営の健全性を確保する監督・牽制力の両立を図るべく、本年 6 月開催予定の定時株主総会での承認を前提に、指名委員会等設置会社へ移行することとしたしました。

これに伴い、法令の定める各委員会や執行役の規定の追加、監査役や監査役会に関する規定の削除等、所要の変更を行います。また、取締役会による監督機能の強化の一環として、社外取締役が次期取締役会議長に就任予定であることから、これを踏まえた取締役会の議長に関する規定の変更、および議長を補佐するための副議長を選定できる旨の規定の追加を行います。

さらに、今後の経営環境の変化にも迅速に対応できるよう取締役の選任枠を確保しておくため、取締役の員数の上限を15名以内から20名以内に変更するとともに、取締役および執行役が期待される役割を十分に発揮できるよう、取締役会の決議によって法令の定める範囲で取締役および執行役の責任を免除できる旨の規定を新設いたします。なお、当該責任免除に関する規定の新設については各監査役の同意を得ております。

(2) 平成28年改正銀行法により、銀行持株会社が営むことができる業務範囲の見直しが実施されたことを踏まえ、当社の業務範囲を機動的に拡大できるようにするために、当社の目的に関する規定を変更します。

(3) 株主総会の招集権者および議長の定めについて、株主総会運営の柔軟性を確保するため、「社長」から「取締役会においてあらかじめ定めた取締役」（招集権者）、および「取締役会においてあらかじめ定めた取締役または執行役」（議長）にそれぞれ変更します。

(4) 上記に伴う条数変更等の所要の変更を行います。

2. 定款変更の内容

変更の内容は下記のとおりです。

現行定款・変更定款案対照表（下線は変更部分）

現行定款	変更案
第1章 総則	
第2条（目的） 当会社は、銀行持株会社として、次の業務を営むことを目的とする。 一 <u>銀行、信託銀行、証券専門会社、保険会社その他銀行法により子会社とすることができる会社の経営管理</u> 二 <u>その他前号の業務に付帯する業務</u>	第2条（目的） 当会社は、銀行持株会社として、次の業務を営むことを目的とする。 一 <u>当会社の属する銀行持株会社グループの</u> <u>経営管理</u> 二 <u>前号の業務に付帯する業務</u> 三 <u>前二号に掲げる業務のほか、銀行法によ</u> <u>り銀行持株会社が営むことができる業務</u>
第4条（機関） 当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 一 取締役会 二 <u>監査役</u> 三 <u>監査役会</u> 四 会計監査人	第4条（機関） 当会社は、指名委員会等設置会社として、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 一 取締役会 二 <u>指名委員会、監査委員会および報酬委員会</u> 三 執行役 四 会計監査人
第3章 優先株式	
第12条（優先配当金） 当会社は、第55条第1項に定める剰余金の配当を行うときは、優先株式を有する株主（以下「優先株主」という。）または優先株式の登録株式質権者（以下「優先登録株式質権者」という。）に対し、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）または普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、それぞれ次に定める額の剰余金（以下「優先配当金」という。）を金銭で配当する。ただし、当該配当の基準日が属する事業年度中に設けられた基準日により、次条に定める優先中間配当金の全部または一部および第14条に定める優先臨時配当金の全部または一部を支払ったときはその額を控除した額とする。 各種類の第八種優先株式、各種類の第九種優先株式、各種類の第十一種優先株式、各種類の第十二種優先株式、各種類の第十三種優先株式および各種類の第十四種優先株式 1株につき、年1,000円を上限として発行に先立って取締役会の決議で定める額 各種類の第十種優先株式、各種類の第十五種優先株式および各種類の第十六種優先株式 1株につき、年1,500円を上限として発行に先立って取締役会の決議で定める額 2 (条文省略) 3 (条文省略)	第12条（優先配当金） 当会社は、第54条第1項に定める剰余金の配当を行うときは、優先株式を有する株主（以下「優先株主」という。）または優先株式の登録株式質権者（以下「優先登録株式質権者」という。）に対し、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）または普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、それぞれ次に定める額の剰余金（以下「優先配当金」という。）を金銭で配当する。ただし、当該配当の基準日が属する事業年度中に設けられた基準日により、次条に定める優先中間配当金の全部または一部および第14条に定める優先臨時配当金の全部または一部を支払ったときはその額を控除した額とする。 各種類の第八種優先株式、各種類の第九種優先株式、各種類の第十一種優先株式、各種類の第十二種優先株式、各種類の第十三種優先株式および各種類の第十四種優先株式 1株につき、年1,000円を上限として発行に先立って取締役会の決議で定める額 各種類の第十種優先株式、各種類の第十五種優先株式および各種類の第十六種優先株式 1株につき、年1,500円を上限として発行に先立って取締役会の決議で定める額 2 (現行どおり) 3 (現行どおり)

現行定款	変更案
<p>第13条（優先中間配当金）</p> <p>当会社は、第56条に定める中間配当を行うときは、優先株主または優先登録株式質権者に対し、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、それぞれ次に定める額の金銭（以下「優先中間配当金」という。）を支払う。ただし、当該中間配当の基準日前に、当該基準日が属する事業年度中に設けられた基準日により、次条に定める優先臨時配当金の全部または一部を支払ったときはその額を控除した額とする。</p> <p>各種類の第八種優先株式、各種類の第九種優先株式、各種類の第十種優先株式、各種類の第十一種優先株式、各種類の第十二種優先株式、各種類の第十三種優先株式、各種類の第十四種優先株式、各種類の第十五種優先株式および各種類の第十六種優先株式</p> <p>1株につき、優先配当金の額の2分の1を上限として、発行に先立って取締役会の決議をもって定める方法によって決定される額</p>	<p>第13条（優先中間配当金）</p> <p>当会社は、第55条に定める中間配当を行うときは、優先株主または優先登録株式質権者に対し、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、それぞれ次に定める額の金銭（以下「優先中間配当金」という。）を支払う。ただし、当該中間配当の基準日前に、当該基準日が属する事業年度中に設けられた基準日により、次条に定める優先臨時配当金の全部または一部を支払ったときはその額を控除した額とする。</p> <p>各種類の第八種優先株式、各種類の第九種優先株式、各種類の第十種優先株式、各種類の第十一種優先株式、各種類の第十二種優先株式、各種類の第十三種優先株式、各種類の第十四種優先株式、各種類の第十五種優先株式および各種類の第十六種優先株式</p> <p>1株につき、優先配当金の額の2分の1を上限として、発行に先立って取締役会の決議をもって定める方法によって決定される額</p>
<p>第14条（優先臨時配当金）</p> <p>当会社は、第55条第2項に定める剰余金の配当を行うときは、優先株主または優先登録株式質権者に対し、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、それぞれ次に定める額の金銭（以下「優先臨時配当金」という。）を支払う。ただし、当該配当の基準日（以下「臨時配当基準日」という。）前に、当該基準日が属する事業年度中に設けられた基準日により、優先中間配当金の全部または一部および別の優先臨時配当金の全部または一部を支払ったときはその額を控除した額とする。</p> <p>各種類の第八種優先株式、各種類の第九種優先株式、各種類の第十種優先株式、各種類の第十一種優先株式、各種類の第十二種優先株式、各種類の第十三種優先株式、各種類の第十四種優先株式、各種類の第十五種優先株式および各種類の第十六種優先株式</p> <p>1株につき、優先配当金の額を上限として、発行に先立って取締役会の決議をもって定める方法によって決定される額</p>	<p>第14条（優先臨時配当金）</p> <p>当会社は、第54条第2項に定める剰余金の配当を行うときは、優先株主または優先登録株式質権者に対し、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、それぞれ次に定める額の金銭（以下「優先臨時配当金」という。）を支払う。ただし、当該配当の基準日（以下「臨時配当基準日」という。）前に、当該基準日が属する事業年度中に設けられた基準日により、優先中間配当金の全部または一部および別の優先臨時配当金の全部または一部を支払ったときはその額を控除した額とする。</p> <p>各種類の第八種優先株式、各種類の第九種優先株式、各種類の第十種優先株式、各種類の第十一種優先株式、各種類の第十二種優先株式、各種類の第十三種優先株式、各種類の第十四種優先株式、各種類の第十五種優先株式および各種類の第十六種優先株式</p> <p>1株につき、優先配当金の額を上限として、発行に先立って取締役会の決議をもって定める方法によって決定される額</p>
<h2>第4章 株主総会</h2> <p>第25条（招集権者および議長）</p> <p>株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、<u>社長</u>が招集する。<u>社長にさしつかえあるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順位により、ほかの取締役が招集する。</u></p> <p>2 株主総会の議長には<u>社長があたる。社長</u></p>	<h2>第4章 株主総会</h2> <p>第25条（招集権者および議長）</p> <p>株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、<u>取締役会においてあらかじめ定めた取締役が招集する。当該取締役に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順位により、ほかの取締役が招集する。</u></p>

現行定款	変更案
<p>にさしつかえあるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順位により、ほかの取締役がその任にあたる。</p> <p>第5章 取締役および取締役会</p> <p>第31条（取締役の数） 当会社には取締役<u>15名</u>以内を置く。</p> <p>第34条（代表取締役） 取締役会は、<u>その決議をもって、取締役の中から、代表取締役若干名を選定する。</u></p>	<p>2 株主総会の議長には取締役会においてあらかじめ定めた取締役または執行役があたる。当該取締役または執行役に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順位により、ほかの取締役がその任にあたる。</p> <p>第5章 取締役および取締役会</p> <p>第31条（取締役の数） 当会社には取締役<u>20名</u>以内を置く。</p> <p>第34条（取締役会） 取締役会は、当会社の業務執行を決定し、執行役および取締役の職務の執行を監督する。 2 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、その決議をもって、業務執行の決定を執行役に委任することができる。</p>
<p>第35条（会長、副会長、社長、副社長、専務取締役、常務取締役） 取締役会は、その決議をもって、代表取締役の中から社長1名を選定し、必要あるときは、取締役の中から、会長1名および副会長、副社長、専務取締役、常務取締役若干名を選定することができる。</p> <p>一 会長は、取締役会を掌る。</p> <p>二 副会長は、会長を補佐する。</p> <p>三 社長は、取締役会の決議に基づき、当会社の業務を執行する。</p> <p>四 副社長は、社長を補佐して当会社の業務を執行し、社長にさしつかえあるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順位にしたがい、その職務を代行する。</p> <p>五 専務取締役は、社長、副社長を補佐して当会社の業務を執行し、社長、副社長とともにさしつかえあるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順位にしたがい、その職務を代行する。</p> <p>六 常務取締役は、社長、副社長、専務取締役を補佐して当会社の業務を執行し、社長、副社長、専務取締役とともにさしつかえあるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順位にしたがい、その職務を代行する。</p> <p>第36条（取締役会の招集） 取締役会は、<u>会長</u>が招集し、その議長となる。</p> <p>2 <u>会長を選定しないとき、または会長にさしつかえあるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順位にしたがい、ほかの取締役がその職務を代行する。</u></p>	<p>第35条（会長および副会長） 取締役会は、その決議をもって、取締役の中から会長および副会長を選定することができる。</p> <p>第36条（取締役会の招集） 取締役会は、取締役会においてあらかじめ定めた取締役が招集し、その議長となる。 2 前項の取締役に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順位にしたがい、ほかの取締役がその職務を代行する。 3 取締役会は、議長を補佐するため、その決議をもって、取締役の中から副議長を定め</p>

現行定款	変更案
<p><u>3 取締役会を招集するには、各取締役および各監査役に対して、会日の3日前までに招集通知を発する。ただし、緊急の必要あるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p><u>4 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ずに取締役会を開催することができる。</u></p>	<p><u>ことができる。</u></p> <p><u>4 取締役会を招集するには、各取締役に対して、会日の3日前までに招集通知を発する。ただし、緊急の必要あるときは、この期間を短縮することができる。</u></p>
<p>第37条（決議方法）</p> <p>取締役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。</p> <p>2 取締役が取締役会決議の目的である事項について提案した場合において、当該提案につき議決に加わることができる取締役の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をし、<u>監査役が当該提案に異議を述べなかったときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</u></p>	<p><u>5 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ずに取締役会を開催することができる。</u></p> <p>第37条（決議方法）</p> <p>取締役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。</p> <p>2 取締役が取締役会決議の目的である事項について提案した場合において、当該提案につき議決に加わることができる取締役の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があつたものとみなす。</p>
<p>第38条（議事録）</p> <p>取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した<u>取締役および監査役</u>がこれに記名押印または電子署名する。</p> <p style="text-align: center;"><u>(新設)</u></p>	<p>第38条（議事録）</p> <p>取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した<u>取締役</u>がこれに記名押印または電子署名する。</p>
<p>第40条（条文省略）</p> <p style="text-align: center;">第6章 監査役および監査役会</p> <p>第41条～第50条（条文省略）</p> <p style="text-align: center;"><u>(新設)</u></p>	<p>第40条（取締役の責任免除）</p> <p><u>当会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役（取締役であった者を含む。）の同法第423条第1項の賠償責任について、当該取締役が善意でかつ重大な過失がない場合には、取締役会の決議をもって、法令の定める限度において、免除することができる。</u></p> <p>第41条（現行どおり）</p> <p style="text-align: center;"><u>(削除)</u></p> <p>第6章 指名委員会、監査委員会および報酬委員会</p> <p>第42条（委員の選定方法）</p> <p><u>指名委員会、監査委員会および報酬委員会を構成する委員は、取締役の中から、取締役会の決議により選定する。</u></p> <p><u>2 各委員会の委員長は、委員である取締役の中から、取締役会の決議により選定する。</u></p>

現行定款	変更案
	<p>第43条（各委員会の招集）</p> <p>各委員会は、委員長が招集する。</p> <p>2 前項にかかわらず、各委員は自らが委員である委員会を必要に応じ招集することができる。</p> <p>3 各委員会を招集するには、各委員に対して、会日の3日前までに招集通知を発する。ただし、緊急の必要あるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>4 各委員会は、当該委員会の委員の全員の同意があるときは、招集の手続を経ずに開催することができる。</p>
(新設)	<p>第44条（委員会規程）</p> <p>各委員会に関する事項については、法令、本定款または取締役会において定める規程のほか、各委員会において定めるものによる。</p>
	<h2 style="text-align: center;">第7章 執行役</h2> <p>第45条（執行役の数）</p> <p>当会社には、執行役1名以上を置く。</p> <p>第46条（執行役の選任方法）</p> <p>執行役は、取締役会の決議により選任する。</p> <p>第47条（執行役の任期）</p> <p>執行役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結後最初に招集される取締役会の終結の時までとする。</p> <p>第48条（代表執行役および役付執行役）</p> <p>代表執行役は、執行役の中から取締役会の決議により選定する。</p> <p>2 取締役会は、その決議をもって、執行役の中から執行役社長を選定し、必要あるときは、執行役副社長、執行役専務および執行役常務を定めることができる。</p> <p>第49条（執行役の責任免除）</p> <p>当会社は、会社法第426条第1項の規定により、執行役（執行役であった者を含む。）の同法第423条第1項の賠償責任について、当該執行役が善意でかつ重大な過失がない場合には、取締役会の決議をもって、法令の定める限度において、免除することができる。</p>
<h2 style="text-align: center;">第7章 会計監査人</h2> <p>第51条～第52条（条文省略）</p>	<h2 style="text-align: center;">第8章 会計監査人</h2> <p>第50条～第51条（現行どおり）</p>

現行定款	変更案
第8章 計 算	第9章 計 算
第53条～第57条（条文省略）	第52条～第56条（現行どおり）
以 上	以 上

3. 今後の日程

定時株主総会開催日	平成29年 6月29日 (木)
定款変更の効力発生日	平成29年 6月29日 (木)

以 上